な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（情報通信システム企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　情報技術推進室に、室長を置く。

4　情報通信システム企画官は、命を受けて、気象庁の情報システム及び気象通信における情報通信技術の活用に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

5　情報セキュリティ対策企画官は、気象庁の情報システムに係る情報の安全の確保及び情報システムの最適化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（気象ビジネス支援企画室及び民間予報業務監理官）

第三十条　（略）

2　気象ビジネス支援企画室は、気象ビジネス（気象情報を利用した産業活動をいう。）の生産性の向上に資する取組に対する支援に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

（削る）

（気象ビジネス支援企画室及び民間予報業務監理官）

第三十条の二　（略）

2　気象ビジネス支援企画室は、気象ビジネス（気象情報を利用した産業活動をいう。）の生産性の向上に資する取組みに対する支援に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3・4　（略）

（国際航空気象企画調整官及び航空気象業務監督官）

第三十条の三　総務部に、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務監督官それぞれ一人を置く。

2　国際航空気象企画調整官は、命を受けて、航空気象管理官のつかさどる職務のうち国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡調整に係るものを助ける。

3　航空気象業務監督官は、航空気象管理官のつかさどる職務のうち航空気象業務に関する国際的な基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導に係るものを助ける。

（削る）

（数値予報モデル基盤技術開発室、数値予報モデル技術開発室及び地球システムモデル技術開発室並びにデータ同化技術開発推進官）

第三十一条　数値予報課に、数値予報モデル基盤技術開発室、数値予報モデル技術開発室及び地球システムモデル技術開発室並びにデータ同化技術開発推進官一人を置く。

2　数値予報モデル基盤技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　数値予報モデルの開発及び改良のための基盤の整備に関すること。

二　数値予報モデルの検証及び評価に関すること。

三　数値予報モデルによる予測の結果を予報に供するために変換し、及び補正するプログラムの開発及び改良に関すること。

3　数値予報モデル基盤技術開発室は、つくば市に置く。

4　数値予報モデル基盤技術開発室に、室長を置く。

5　数値予報モデル技術開発室は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）に関する数値予報モデルの開発及び改良に関する事務（地球システムモデル技術開発室及びデータ同化技術開発推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6　数値予報モデル技術開発室は、つくば市に置く。

7　数値予報モデル技術開発室に、室長を置く。

8　地球システムモデル技術開発室は、地球システムモデル（気候、海水象（津波を除く。）及び地球的規模の気象を予測する数値予報モデルをいう。）の開発及び改良に関する事務をつかさどる。

9　地球システムモデル技術開発室は、つくば市に置く。

10　地球システムモデル技術開発室に、室長を置く。

第二款　予報部

（気象防災情報調整室及び情報通信システム企画官）

第三十一条　業務課に、気象防災情報調整室及び情報通信システム企画官一人を置く。

2　気象防災情報調整室は、業務課の所掌事務に関する災害の防止に係る気象情報に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　気象防災情報調整室に、室長を置く。

4　情報通信システム企画官は、命を受けて、業務課の所掌事務に関する情報システム及び気象通信に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。